

阿南市指定給水装置工事事業者 新規申請・更新・変更届出 必要書類

○新規指定・指定更新

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書

(水道法施行規則に定められた様式第1)

- ・事業所の名称、所在地
- ・氏名又は名称、住所 法人の場合は代表者の氏名
- ・法人の場合は役員の氏名
- ・事業所において選任される主任技術者の氏名、当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

2. 機械器具調書

(水道法施行規則に定められた別表)

以下に定める機械器具を有するもの。

- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ

3. 誓約書

(水道法施行規則に定められた様式第2)

以下のいずれにも該当しない者であること。

- ア 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 法人であって、その役員のうちアからオでのいずれかに該当する者があるもの

4. 給水装置主任技術者免状または技術者証の写し

5. (法人の場合)定款及び登記事項証明書 ※ (個人の場合)住民票の写し

登記事項証明書については、水道課が直接オンラインで確認しますので、添付不要です。

阿南市指定給水装置工事事業者 新規申請・更新・変更届出 必要書類

6. 事務所の外観、事務所内部の写真
7. 機械器具の写真
(機械器具調書に記載した機械器具の写真を撮影し、説明書きを付けること)
8. 事務所の付近見取り図 (住宅地図など)
9. 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項 記入様式
以下の事項について確認を行います。
 - ア 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
 - イ 指定給水同意工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
 - ウ 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
 - エ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
(添付書類)
 - ・研修受講の事実を証明する書類 (講習会の受講修了証等)
 - ・外部研修の受講実施履歴等 (※自社内研修は不要)
 - ・保有している資格等を証明する書類 (資格者証、免状等の写し)
10. 指定事業者指定 (更新) 手数料 10,000円
11. (新規指定のみ) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
(水道法施行規則に定められた様式第3)
※指定を受けてから14日以内に提出
12. (指定更新のみ) 更新前の阿南市指定給水装置工事事業者証

阿南市指定給水装置工事事業者 新規申請・更新・変更届出 必要書類

○変更届出

※届出がされなかったことが発覚した場合は指定取り消し等の処分の対象となりますので、必ず定められた期間内に変更等の手続きをお願いします。

届出内容	必要な書類
事業所の名称変更 所在地の変更 (※変更のあった日から30日以内に提出)	○指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (水道法施行規則に定められた様式第10) ○(法人の場合) 定款及び登記事項証明書 登記事項証明書については、水道課が直接オンラインで確認しますので、添付不要です。 (個人の場合) 住民票の写し ○給水装置主任技術者免状または技術者証の写し (※再確認のため、全員) ○事務所の外観、事務所内部の写真 ○事務所の付近見取り図(住宅地図など) ○交付している指定給水装置工事事業者証
代表者の変更 役員の変更 (※変更のあった日から30日以内に提出)	○指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (水道法施行規則に定められた様式第10) ○誓約書 (水道法施行規則に定められた様式第2) ○(法人の場合) 定款及び登記事項証明書 登記事項証明書については、水道課が直接オンラインで確認しますので、添付不要です。 (個人の場合) 住民票の写し ○給水装置主任技術者免状または技術者証の写し (※再確認のため、全員) ○交付している指定給水装置工事事業者証
主任技術者の氏名又は 給水装置主任技術者免 状の交付番号の変更 (※変更のあった日から30日以内に提出)	○指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (水道法施行規則に定められた様式第10) ○給水装置主任技術者免状または技術者証の写し (※再確認のため、全員)
主任技術者の選任また は解任 (※遅滞なく提出)	○給水装置工事主任技術者選任、解任届出書 (水道法施行規則に定められた様式第3) ○給水装置主任技術者免状または技術者証の写し (※再確認のため、継続して選任されている主任技術者全員)

阿南市指定給水装置工事事業者
新規申請・更新・変更届出 必要書類

<p>現に選任している主任技術者が欠けるに至った場合 (※当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、選任届を提出)</p>	<p>○給水装置工事主任技術者選任、解任届出書 (水道法施行規則に定められた様式第3) ○給水装置主任技術者免状または技術者証の写し</p>
<p>事業の廃止、休止 (※廃止または休止の日から30日以内に提出)</p>	<p>○指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出書 (水道法施行規則に定められた様式第11) ○交付している阿南市指定給水装置工事事業者証</p>
<p>事業の再開 (※再開の日から10日以内に提出)</p>	<p>○指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出書 (水道法施行規則に定められた様式第11) ○給水装置主任技術者免状または技術者証の写し (※再確認のため、全員)</p>
<p>○指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項の届出内容に変更があった場合 (※変更が生じた時点で提出)</p>	<p>○指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項記入様式 ※変更内容に応じて以下の添付書類が必要です。 ・研修受講の事実を証明する書類 (講習会の受講修了証等) ・外部研修の受講実施履歴等 (※自社内研修は不要) ・保有している資格等を証明する書類 (資格者証、免状等の写し)</p>